



無料法律相談のお知らせ

- 日時：3月5日（月）
午前9時～午後1時
- 相談内容：借金問題、離婚、相続・贈与の問題、土地（借地）・建物のトラブル、境界争い、夫婦・親子など家庭内の問題、近隣とのトラブル、セクハラ、DV問題、交通事故などでお困りの方の相談
- 相談受付件数：12件まで（1人20分程度）
- 相談員：町で委託の弁護士
- 申し込み方法：相談日前日までの電話予約とします。ただし、当日空きがある場合は、当日でも受け付けいたします。
- 問 役場福祉課 社会福祉係
☎68-2211（内線335）



行政書士無料相談会のお知らせ

- 事前予約は不要です。
- 日時：3月11日（日）
午後1時～3時
- 場所：龍ヶ崎市市街地
活力センター「まいん」2階
- 相談内容：相続、遺言、農地転用、入国管理各種許可申請
手続他
- 相談員：龍ヶ崎市・利根町・河内町
在住の行政書士数名
- 問 土井
☎080-8717-2226



人工肛門・人工膀胱保有者のためのオストミー講習会のお知らせ

- 日時：2月25日（日）
午前10時～午後2時30分
（受付開始：午前9時30分）
- 場所：つくば市・市民ホールやたべ
（つくば市谷田部4711）
- 内容：①講演会および相談
講師：皮膚・排泄ケア認定看護師 平山 薫 氏
②オストメイト同士の懇談会
③ストーマ用装具展示・説明
- 主催：（公社）日本オストミー協会
茨城支部
- 問・申（公社）日本オストミー協会
茨城支部南部地区センター長 北村
☎029-876-6838



平成30年度技能検定（前期）受検のご案内

- 技能検定とは、働く人々の有する技能を一定の基準により検定し、国として証明する国家検定制度です。茨城県では毎年約4,500名の方が受検されています。なお合格者には、合格証書が交付され、技能士と証することができます。
- 受付期間：4月4日（水）～
17日（火）（予定）
受検案内は3月1日（木）より配布いたします。
- 手数料：21,000円（実技17,900円、学科3,100円）35歳未満の2級、3級受検者は、実技試験の一部減免措置があります。
- 実施職種：造園、機械加工、電子機器組み立て、とび、塗装他
- その他：受検申請手続きなど、詳細についてはお問い合わせください。
- 問 茨城県職業能力開発協会
技能検定課
☎029-221-8647
HP <http://www.ib-syokkyo.com>



龍ヶ崎地方家族会（ピア・かたつむり）定例会のお知らせ

- 家族の中に精神障害の当事者を持つ父母やきょうだいが集まって、毎月1回「家族を支える会」を開催しています。「支える会」は家族や親族だけが参加出来る会で、安心して悩みを話し合い、多くの参考意見が聞ける場です。時には専門家を講師に迎えて医療や福祉制度についての勉強もします。事前の申し込みは不要ですので、初めて参加される方も気軽にお立ち寄りください。
- 日時：3月3日（土）
午後1時30分～3時30分
- 場所：龍ヶ崎市民活動センター
（龍ヶ崎市馴馬町2445）
- 対象地区：利根町・龍ヶ崎市・稲敷市・河内町・つくば市・その他
- 主催：龍ヶ崎地方家族会
（ピア・かたつむり）
- 問 龍ヶ崎地方家族会会長 長瀬
☎090-5425-2236



『介護者のつどい』のご案内

- 『介護者のつどい』は、介護者同士が集まり、毎月第2水曜日に開催しています。座談会や食事会等を通して情報交換を行い、お互いの交流を図っています。また、利根町社会福祉協議会との共催で日帰り旅行や新年会などのリフレッシュ企画もありますので気軽にご参加ください。
- 開催日、場所、内容など毎月の予定は「広報とね」でお知らせします。
- 日時：3月14日（水）
午後1時30分～
- 場所：利根町保健福祉センター
- 内容：懇談会
- 申し込み：不要
- 参加費：実費
- 問 利根町地域包括支援センター
☎68-2211（内線348）



茨城いのちの電話相談員養成講座生募集のお知らせ

- いのちの電話は、自殺予防を目的としたボランティア活動です。
電話という手段で対話し、悩みをかかえる方の支えになってください。
- 募集期間：2月1日（木）～
5月7日（月）
- 応募資格：いのちの電話の趣旨に賛同し、活動に積極的に参加してくださる23歳以上の方
- 募集人数：40名程度
- 研修期間・場所：6月～
平成32年3月
つくば市周辺
- 受講料：第1課程～第5課程
各課程7,000円
- その他：申し込み方法など、詳しくはお問い合わせください。
- 問 茨城いのちの電話 事務局
☎029-852-8505



厚生労働省からのお知らせ

- ～中皮腫や肺がんなど、石綿による疾病の補償・救済について～
中皮腫や肺がんなどを発症し、それが労働者として石綿ばく露作業に従事していたことが原因であると認められた場合には、労災保険法に基づく各種の労災保険給付や、石綿救済法に基づく特別遺族給付金が支給されます。
- 石綿による疾病は、石綿を吸ってから非常に長い年月を経て発症することが大きな特徴です。
- 中皮腫などでお亡くなりになられた方が過去に石綿業務に従事されていた場合には、労災保険給付等の支給対象となる可能性がありますので、まずはお気軽に最寄りの都道府県労働局または労働基準監督署へご相談ください。
- 制度のご案内は厚生労働省ホームページでもご覧になれます。
HP <http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/rousai/120406-1.html>



茨城県の特定最低賃金改正のお知らせ

- ～もうチェックした？～
最低賃金！使用者も、労働者も～
特定の産業に従事する労働者とその使用者に適用される最低賃金が、下記一覧表のとおり改正決定されました。使用者と労働者が合意し、「特定最低賃金額」未満の賃金で労働契約を結んでも、その賃金は無効とされ「特定最低賃金」が適用されます。
- なお、次の（1）～（3）に掲げる者などについては、特定最低賃金の適用が除外され、茨城県最低賃金（時間額796円）が適用されます。
- （1）18歳未満または65歳以上の方
- （2）雇入れ後6月未満で、技能習得中の方
- （3）清掃、片付けの業務に主として従事する方
- 問 茨城労働局賃金室
☎029-224-6216

特定最低賃金名	時間額
鉄鋼業	892円
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	859円
計量器・測定器・分析機器・試験機・理化学機械器具、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品製造業	855円
各種商品小売業	828円

効力発生日：平成29年12月31日

お知らせ ～ information ～

問 … 問い合わせ先

☎ … 電話番号

申 … 申し込み先

☒ … メールアドレス



茨城県竜ヶ崎保健所からのお知らせ

- ～ひきこもり専門相談と家族ミーティングのお知らせ～
ひきこもり状態にある方を抱える家族等を対象に、心理士、保健師等が関わり方の助言を行います。
- また、家族同士の交流ならびに、家族がどのように本人に関わっていくか、考える話し合いの場として家族グループミーティングを行っています。
- いずれも秘密は厳守されます。
- ※完全予約制
- 日時：3月14日（水）
家族グループミーティング
午前10時～正午
専門相談
午後1時～午後4時
- いずれも必ず事前に予約が必要です。
- 場所：茨城県竜ヶ崎保健所
- 相談員：心理士および保健師
（家族グループミーティングにも参加します）

- 費用：無料
- ～精神保健相談のお知らせ～
- 日時：3月7日（水）
午後3時～5時
3月20日（火）
午後2時～4時
- 場所：茨城県竜ヶ崎保健所
1階 相談室
- 対象者：精神症状のある患者の家族、本人
- 相談員：医師および保健師
- 問・申 茨城県竜ヶ崎保健所
保健指導課
☎0297-62-2367